

会報 全住協

2023
9月



一般
社団法人

全国住宅産業協会

第52回全国大会(名古屋)開催のご案内

当協会は、下記のとおり第52回全国大会(名古屋)を開催いたします。今回は、団体会員である東海住宅産業協会が幹事協会として準備を進めており、名古屋市で開催いたします。多数の会員の参加をお待ちしております。

1. 全国大会・記念講演・懇親会

開催日 令和5年11月9日(木)
会場 名古屋マリオットアソシアホテル
16F「タワーズボールルーム」
名古屋市中村区名駅1-1-4
TEL 052-584-1111
時間 ①式典 14:00~15:30
②記念講演 15:40~16:40
③懇親会 18:00~20:00
記念講演 テーマ「日本経済の行方と金利動向」
講師 嘉悦大学教授
高橋 洋一 氏
参加費 1名 10,000円

代表作とも言われ、尾張徳川家のお狩場跡の自然美を活かした設計となっています。

自然の地形をそのまま活かし、松林と池でセパレートされた戦略性に富んだダイナミックなコースです。

開催日 令和5年11月10日(金)
会場 愛知カンツリー倶楽部
名古屋市名東区猪高町高針字山ノ中
20-1
TEL 052-701-1161
参加費 1名 10,000円
(プレー代・売店等は、各自現地にてお支払いください。)

2. エクスカーション(観光)

「これぞ名古屋!名物大満喫ツアー」
名古屋城(本丸御殿・金シャチ横丁)~徳川美術館~宝善亭(ひつまぶし)~トヨタ産業技術博物館~名古屋駅・中部国際空港
開催日 令和5年11月10日(金)
参加費 1名 10,000円

4. 宿泊

・名古屋マリオットアソシアホテル
・名鉄グランドホテル
・モンブランホテルラフィネ名古屋駅前
(各ホテル手配数に限りがあり、手配数に達し次第、締切りとなります。)

3. 記念ゴルフ大会

コース設計の名匠、井上誠一氏が手がけた

5. 参加申込み及び問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 事務局
TEL 03-3511-0611

目次

- ・第52回全国大会(名古屋)開催のご案内・・・1
- ・国土交通大臣に住宅・土地税制改正等を要望・・・2
- ・令和6年度国土交通省税制改正要望事項・・・2
- ・令和6年度住宅局関係予算概算要求概要・・・5

- ・令和6年度不動産・建設経済局関係
予算概算要求概要……………7
- ・令和5年度第4回宅地建物取引士法定講習・・・8
- ・第13回優良事業表彰受賞プロジェクト紹介
(株サジェスト)……………9
- ・協会だより……………10

斉藤鉄夫国土交通大臣に住宅・土地税制改正等を要望

8月30日、馬場会長、花沢副会長、小山政策委員長ほかが斉藤国土交通大臣を訪問し、令和6年度住宅・土地税制改正等についての要望書を手交しました。これに先立って、8月3日、住宅局長、不動産・建設経済局長等国土交通省幹部に要望を行いました。



なお、「令和6年度住宅ローン減税面積要件の緩和措置(40㎡)要望」については、令和6年度国土交通省税制改正要望事項の「現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置」において事項要望されています。

国土交通省税制改正要望事項

令和6年度国土交通省税制改正要望事項

国土交通省は、「令和6年度国土交通省税制改正要望事項」を明らかにした。住宅・土地税制関連の主な内容は、以下のとおりである。

[持続的な経済成長の実現]

(不動産市場の活性化)

土地に係る固定資産税の負担調整措置及び
条例減額制度の延長(固定資産税・都市計画税)

【特例措置の内容】

①負担調整措置

商業地等及び住宅用地について、負担水準
(=前年度の課税標準額÷当年度の評価額)に
応じて、当年度の課税標準額を調整。

[現行]

○商業地等

ア) 負担水準が70%以上

→当年度の評価額の70%

イ) 負担水準が60%以上70%未満

→前年度の課税標準額と同額

ウ) 負担水準が60%未満

→前年度の課税標準額に「当年度の評価
額の5%」を加算した額

○住宅用地

ア) 負担水準が100%以上

→当年度の評価額の100%

イ) 負担水準が100%未満

→前年度の課税標準額に「当年度の評価
額の5%」を加算した額

②条例減額制度

・商業地等について、課税標準額の上限を「評価
額の60～70%の範囲で条例で定める値」と
することができる。

・住宅用地及び商業地等について、課税標準の

国土交通省税制改正要望事項

対前年度増加率に上限(1.1以上で条例で定める割合)を設けることができる。

【要望】

現行の負担調整措置、条例減額制度を、3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

土地等に係る不動産取得税の特例措置の延長(不動産取得税)

【特例措置の内容】

[不動産取得税]

土地等の取得に係る課税標準・税率を以下のとおり軽減。

対象	本則	特例
①宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例	—	1/2
②土地等の取得に係る不動産取得税の税率の特例	4%	3%

【要望】

現行の措置を3年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)延長する。

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税の特例措置の延長(印紙税)

【特例措置の内容】

工事請負契約書及び不動産譲渡契約書に係る印紙税について、下表の「現行の特例措置」とおり軽減。

契約金額		本則	現行の特例措置
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円 (50%減)
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1,000円	500円 (50%減)
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2,000円	1,000円 (50%減)
500万円超 1,000万円以下		1万円	5,000円 (50%減)
1,000万円超 5,000万円以下		2万円	1万円 (50%減)
5,000万円超 1億円以下		6万円	3万円 (50%減)
1億円超 5億円以下		10万円	6万円 (40%減)
5億円超 10億円以下		20万円	16万円 (20%減)
10億円超 50億円以下		40万円	32万円 (20%減)
50億円超		60万円	48万円 (20%減)

【要望】

現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

【豊かな暮らしの実現と個性をいかした地域づくり】

(住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保)

現下の住宅取得環境の悪化等を踏まえた住宅取得促進策に係る所要の措置

【要望】

住宅価格の高騰や住宅ローン金利負担の増大などにより住宅取得環境が悪化していることを踏まえ、2050年カーボンニュートラルの実現、子育て世帯への住宅支援等を図る観点も含め、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。

新築住宅に係る税額の減額措置の延長(固定資産税)

【特例措置の内容】

[固定資産税]

新築住宅に係る税額の減額措置。

- ①戸建：3年間 税額1/2を減額
- ②マンション：5年間 税額1/2を減額

【本特例による負担軽減効果(例)】
2,000万円の住宅を新築した場合

➡ 3年間で約27万円の負担軽減効果

〔3年目までの固定資産税額(国土交通省推計)〕

- ・本特例がない場合：18.2万円/年
- ・本特例がある場合：9.1万円/年

【要望】

現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長(登録免許税)

【特例措置の内容】

[登録免許税]

- ・所有権の保存登記について税率軽減
(本則0.4%→特例0.15%)
- ・所有権の移転登記について税率軽減
(本則2%→特例0.3%)
- ・抵当権の設定登記について税率軽減
(本則0.4%→特例0.1%)

国土交通省税制改正要望事項

【本特例措置の効果イメージ】

<新築住宅の場合>

- ・保存登記: 2.5万円軽減(4万円→1.5万円)
- ・抵当権設定登記: 4.5万円軽減(6万円→1.5万円)

<中古住宅の場合>

- ・移転登記: 22.1万円軽減(26万円→3.9万円)
- ・抵当権設定登記: 4.5万円軽減(6万円→1.5万円)

(※) 2,000万円(固定資産税評価額1,300万円、新築建物価格認定基準表額: 1,000万円)の住宅を取得(借入額1,500万円)した場合を想定

【要望】

現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

省エネ性能等に優れた住宅の普及促進に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税・固定資産税)

【特例措置の内容】

○認定長期優良住宅に係る特例措置

[登録免許税]

税率を一般住宅特例より引下げ

- ・所有権保存登記:
一般住宅特例0.15%→0.1%
- ・所有権移転登記
一般住宅特例0.3%→マンション: 0.1%
戸建: 0.2%

[不動産取得税]

課税標準からの控除額を一般住宅特例より増額

一般住宅特例1,200万円→1,300万円

[固定資産税]

一般住宅特例(1/2減額)の適用期間を延長

- ・戸建: 3年間→5年間
- ・マンション: 5年間→7年間

○認定低炭素住宅に係る特例措置

[登録免許税]

税率を一般住宅特例より引下げ

- ・所有権保存登記:
一般住宅特例0.15%→0.1%
- ・所有権移転登記
一般住宅特例0.3%→0.1%

【要望】

現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

居住用財産の買換え等に係る特例措置の延長(所得税・個人住民税)

【特例措置の内容】

※いずれも所得税・個人住民税

[譲渡益が生じた場合]

- ①住宅の住替え(買換え)に当たって、譲渡資産に係る譲渡益に対する課税について、買換資産を将来譲渡するときまで課税を繰延べ

※譲渡資産の売却額が買換資産の取得額以上の場合は、その差額分について譲渡があったものとして課税

[譲渡損が生じた場合]

- ②住宅の住替え(買換え)に当たって譲渡損失が生じた場合であって、買換資産に係る住宅ローン残高があるときは、譲渡損失額を所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)
- ③住宅の譲渡に当たって譲渡損失が生じた場合であって、譲渡資産に係る住宅ローン残高が残るときは、住宅ローン残高から譲渡資産の売却額を控除した額を限度に、所得金額の計算上控除(以降3年間繰越控除)

【要望】

現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。

買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長(登録免許税)

【特例措置の内容】

宅地建物取引業者により一定の質の向上を図るための改修工事が行われた既存住宅を取得する場合に、買主に課される登録免許税の税率を一般住宅特例より引下げ。

国土交通省税制改正要望事項

【要望】

現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)

【要望】

- ①現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。
- ②子育てに対応した住宅へのリフォームを行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%を所得税から特別控除する。

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)
耐震	250万円	25万円
バリアフリー	200万円	20万円
省エネ	250万円(350万円)	25万円(35万円)
三世帯同居	250万円	25万円
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円)
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円)
子育て【拡充】		250万円
		25万円

※カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

既存住宅耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置の延長(固定資産税)

【特例措置の内容】

工事翌年度(※1)の固定資産税の一定割合を減額

	減額割合	適用期限
耐震	1/2を減額	R6.3.31
バリアフリー	1/3を減額	
省エネ	1/3を減額	
長期優良住宅化※2	2/3を減額	

※1 特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅について、耐震改修をした場合は2年間1/2を減額、耐震改修をして認定長期優良住宅に該当することとなった場合は翌年度2/3を減額・翌々年度1/2を減額

※2 耐震改修又は省エネ改修を行った住宅が認定長期優良住宅に該当することとなった場合

【要望】

現行の措置を2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)延長する。

国土交通省関係予算概算要求概要

令和6年度住宅局関係予算概算要求概要

1. 誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保

誰もが安心して暮らせる多様な住まいの確保に向け、子育て世帯等が安心して暮らせる住まいの実現や住宅セーフティネット機能の強化を図る。

(1) 子供・子育て

- ・公営住宅等において子育て世帯向けに住戸を改修する際の支援の強化
- ・UR賃貸住宅において子育て世帯等と親世帯等が近居した場合の家賃減額への支援の強化
- ・空き家を改修して子育て世帯向けに活用する取組みへの支援の強化
- ・子育て世帯向けのセーフティネット登録住宅への支援の強化
- ・フラット35の金利引下げ等を通じた、子育て

世帯等に対する住宅取得支援の強化

- ・マンション等において安全・安心に子育てできる環境整備に対する支援の強化

(2) 住まいのセーフティネット

- ・セーフティネット登録住宅への支援の強化
- ・居住支援法人と賃貸人等との連携によるセーフティネット登録住宅への入居を円滑化する取組みへの重点支援
- ・居住支援活動への支援

(3) バリアフリー

不特定多数の者が利用する既存建築物のバリアフリー改修等への支援

2. 住宅・建築物におけるカーボンニュートラルの実現

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室

国土交通省関係予算概算要求概要

効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向けて、住宅・建築物分野の省エネ対策の強化、木材利用の促進を図る。

(1) 省エネ対策

【新築】

- ・中小工務店によるZEH等の整備への支援
- ・公営住宅のZEH化への支援
- ・ライフサイクルカーボンを算出・評価する先導的な事業への重点支援

【リフォーム】

- ・既存住宅の省エネリフォームへの支援の強化
- ・長期優良住宅の基準に適合するリフォーム等への支援

(2) 木材利用の促進

- ・地域材の活用促進への支援
- ・優良な木造建築物の整備等への支援
- ・木造建築物の規制合理化に向けた基準整備の推進

(1) 空き家対策・移住等への支援

- ・空き家の活用促進に係る取組みへの支援の強化
- ・フラット35の金利引下げを通じた、移住者に対する住宅取得支援の強化

(2) マンションの管理適正化・再生円滑化

- ・管理水準の低いマンションの長寿命化や解消を図る取組みへの支援の強化
- ・地方公共団体が行うマンションの長寿命化等に関する総合的な取組みへの支援の強化

(3) 郊外住宅団地対策

- ・民間主体の郊外住宅団地の再生に向けた支援の強化

(4) 既存住宅流通・リフォーム市場の活性化

- ・既存住宅状況調査(インスペクション)等の普及に係る取組みへの重点支援
- ・良質な住宅ストックの形成等に資するリフォームへの支援

3. 住まい・くらしの安全確保、良好な市街地環境の整備

災害が激甚化・頻発化している状況等を踏まえ、安全な住まいとくらしを推進する。

(1) 防災・減災対策

- ・住宅・建築物の耐震改修のボトルネック解消に向けた支援の強化
- ・大規模災害・水害時における一時避難場所等整備支援
- ・地震時におけるエレベーターの閉じ込め防止及び早期復旧対策への支援の強化

(2) 公営住宅の老朽化対策

(3) 密集市街地対策

- ・密集市街地の整備改善の促進
- ・狭あい道路対策における重点路線に係る情報整備等への支援の強化

4. 既存ストックの有効活用と流通市場の形成

居住者のニーズに合致した良質な住宅ストックの形成と、ストックの円滑な流通・活用が可能となる市場を整備する。

5. 住宅・建築分野のDX・生産性向上の推進

社会全体のデジタル化に向け、住宅・建築分野におけるIT活用等の新技術実装等を進め、生産性の向上を目指す。

(1) DX等の推進による生産性向上

- ・都市・不動産分野のDXと連携した建築BIMの社会実装の加速化への支援
- ・IoT技術を活用した先進的な住宅の整備への支援
- ・空き家対策におけるDXの推進
- ・DX推進により労働環境向上を図る中小工務店への支援

(2) 建築行政手続のDX

- ・建築確認のオンライン化の推進
- ・中間・完了検査の遠隔実施を始めとした建築行政全般のデジタル化の推進

(3) 住宅・建築分野における国際展開

●国土交通省ホームページ

[URL] <https://www.mlit.go.jp/page/content/001625456.pdf>

令和6年度不動産・建設経済局関係予算概算要求概要

1. 所有者不明土地・空き地の円滑な利活用や適正管理の推進

所有者不明土地や空き地の利用の円滑化、管理の適正化等を図るため、市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地対策。

2. 地籍整備の推進

災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも重要である土地の境界等を明確にする地籍調査の推進のため、第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に係る経費を要求。

3. 地価公示の着実な実施

4. 不動産鑑定士の担い手確保に向けた取組みの推進

5. 建設業法等の実効性の確保

6. 働き方改革等による建設業の魅力向上

建設業の2024年問題の解決、魅力的な産業の実現に向け、働き方改革の推進に係る実態調査、処遇改善の促進、女性や若者の入職・定着の促進等に係る経費を要求。

7. 建設分野における外国人材の円滑・適正な受入れ

日本が「選ばれる国」であり続けられるよう、外国人材の共生・定着を図る調査の実施。

8. 空き家等の流通・活用促進事業

全国版空き家・空き地バンクを活用した空き家等流通の促進を図るため、「管理・流通・利活用の一体的なビジネスモデル構築に向けた整理・検討」等。

9. 不動産投資市場の拡大・進化に向けた環境整備

10. 建設企業等のための海外ビジネス環境整備・機会創出等

11. 国土数値情報の整備

12. 人流データの流通環境整備・利活用拡大支援

13. 国土交通行政データを活用した新たな地理空間情報整備の検討

14. 「不動産ID」を情報連携のキーとした建築・都市DXの推進

「建築・都市のDX」における情報連携のキーとなる、各不動産の共通コードである「不動産ID」に関して、社会実装を加速するべく、実証実験の支援に必要となる経費を要求。

15. 土地・不動産情報ライブラリの運用等

エリアや物件選択に当たって不可欠の情報（価格、防災、都市計画、周辺施設等）を、地図上で容易に重ね合わせて「見える化」するシステムの運用等に係る経費を要求。

16. 宅地建物取引業免許申請等のオンライン化

●国土交通省ホームページ

[URL]

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001625452.pdf>

令和5年度 第4回宅地建物取引士法定講習について

当協会ではWEBを使用した講習(WEB上で講習動画視聴及び確認テスト受検)を実施しております。座学講習は行いませんのでご注意ください。

1. 新取引士証交付日

令和5年11月16日(木)

2. 受講期間

令和5年11月3日(金)～11月16日(木)

3. 講習修了要件

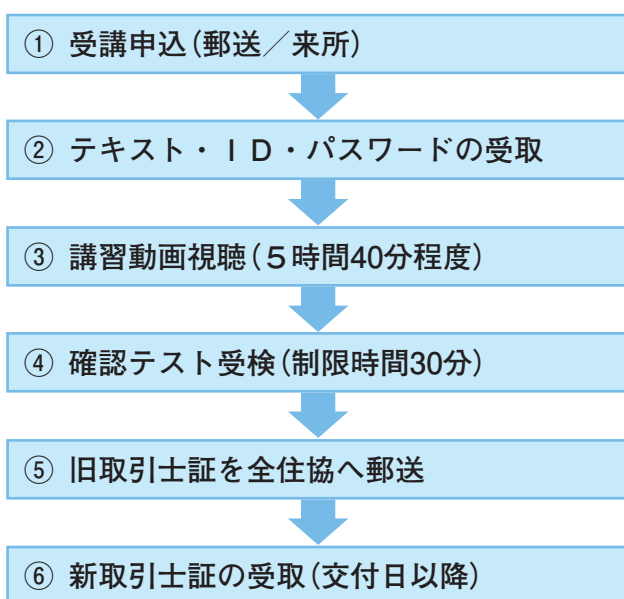
受講期間内に以下の(1)及び(2)を満たした方は修了となります。

(1) 講習動画(5時間40分程度)の視聴完了

(2) 確認テストの合格

※全30問(○×方式)のうち7割(21問)以上
正答で合格(合格するまで再受検可)

4. 受講の流れ



5. 受講対象者

東京・埼玉・千葉・神奈川・静岡の各都県に登録済みで、新たに取引士証の交付を希望する方及び有効期限が平成35(令和5)年11月16日から平成36(令和6)年5月15日までの取引士証をお持ちで更新を希望する方。

※有効期限の6か月前から受講できます。

6. 申込受付締切

令和5年10月17日(火) ※必着

7. 申込方法

郵送(現金書留)又は来所

※必要書類など、申込方法の詳細については下記URLをご参照ください。

https://www.zenjukyo.jp/archives/class/application_common.pdf

※郵送(現金書留)での申込みを推奨しております。来所での手続きを希望される場合は、必ずお電話(03-3511-0611)の上お越しくださいようお願いいたします。

8. 注意事項

新取引士証は交付日以降の送付となります。講習修了及び旧取引士証の到着を確認できた方から新取引士証を送付いたします。旧取引士証を発送いただいてから新取引士証がお手元に到着するまで、取引士証がお手元にない期間が生じますのでご注意ください。

※早期に講習修了及び旧取引士証を送付していただいても、新取引士証の送付は交付日以降となります。

※新規又は返納済みの方は確認テストの合格を当協会で確認後、交付日以降に新取引士証を送付いたします。

9. その他

取引士資格を登録した時、又は前回更新時から現在までに登録事項「住所・氏名・本籍・勤務先(業務に従事する宅地建物取引業者)」に変更がある方は、登録している都県に変更登録申請の手続きをしてください。

10. 問合せ

(一社)全国住宅産業協会 事務局

03-3511-0611

優良事業表彰受賞プロジェクト紹介

第13回優良事業表彰受賞プロジェクトを順次ご紹介いたします。

優良事業賞

中高層分譲住宅部門(大規模)

デュフレ横浜石川町

(株)サジェスト



[事業コンセプト]

「石川町」駅徒歩4分、「横浜」駅直通7分、山下公園や中華街といった「横浜」のシンボリックスポットも徒歩圏内という立地ポテンシャルを持ちながら日本三大ドヤ街としての知名度から長らく分譲マンションの供給がなかった「松影町」に全129戸のスタイルレジデンスを誕生させたプロジェクト。本事業はいかにして独自性のある価値提供を行い共感を得ることで従来のエリアに対する先入観を覆すかが大きな課題となった。この命題に対し、コロナ禍を通じて促進された働き方の多用化に伴う職住融合の需要をかなえ仕事のパフォーマンスを最大化する空間の在り方を模索した共用部と、ニューノーマル時代に対応した自由な空間づくり、IoT対応を柔軟な発想で追求した専有部で、これからの住宅に求められる価値観を提示し、新たな世代流入による地域活性化をも目指したチャレンジングな事業である。

[商品企画]

本質的価値に対し感度の高いSINGLE・DINKSをメインターゲットとし、これからの暮らし方をリードする商品性を模索した。横浜らしさと

ニューノーマル時代の「職住融合」を具現化したデザインを目指し商業施設・ホテルデザインで定評のあるJamoassociatesを起用。

共用部のワーキングラウンジはテレビ会議用テレブースや、モニター付テーブル・ボックスシート・吹抜け空間に備えた大型ソファ等で様々な働き方を可能にした。専有部は1LDK／2LDKを主軸に全12タイプのバリエーションを用意。さらに弊社独自の「カスタムオーダーシステム」でユーザーの多様な嗜好に合わせたセレクトを可能にし、個々の理想の「暮らし方・働き方」を提供。

地域社会との接点である外構周りには、サイン照明、植樹等で街区全体に灯と緑を提供している。また駐車場シャッターゲートや駐輪場スライドドアを設けセキュリティ性を高め、電柱・電線移設やゴミ集積所にも大型のカゴを設置し街の美化にも配慮した。

[事業成果]

「魅力的な商品づくり」と「事業収益性」の両立を図るための工夫として、住戸のバルコニーの一部を専有面積に取り込み336㎡の増床を行っている。その結果元々指定容積率500%中474.9%の消化が499.9%まで伸び、分譲坪単価を14.3万円程度下げることができた。さらに構造上の中間梁を利用しベンチ付きコンサバトリープランとすることで商品の魅力付けはもとより、周辺相場に対しての価格優位性が増し販売期間短縮につながった。またホテルのような心地良さにこだわり1住戸を削り共用部ラウンジに2層吹抜けを採用した結果、単純利益の減額分を上回るプロモーション効果とユーザーからの評価を得られた。

[規模概要]

住 所	神奈川県横浜市中区松影町2-6-1
敷地面積	1,370.96㎡
延床面積	8,421.47㎡
住戸面積	34.80～75.47㎡
構造規模	RC造地上11階建
住戸総数	129戸

教えてください、
おうちのこと。
暮らしやすい
未来のために、
みんなの回答が
必要です。

10/1 みんなのおうち調査 私たちの住生活に役立つ大切な調査です。

住宅・土地統計調査

「インターネット回答」「郵送で提出」「調査員に提出」インターネット回答が簡単で便利!
 >> 詳しくは 住宅・土地統計調査 
<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/index.html>

総務省統計局・都道府県・市区町村からのお知らせです

協会だより

業務日誌

7月21日(金)	・特保住宅(戸建住宅)検査員研修兼制度説明会を開催。(広島YMCA国際文化センター)
25日(火)	・政策審議会、住宅産業政策勉強会を開催。(明治記念館)
	・伝わる!響く!プレゼンテーション実践研修(基礎編)を開催。
	・伝わる!響く!プレゼンテーション実践研修(応用編)を開催。 (東京文具共和会館+オンライン)
31日(月)	・運営審議会を開催。(協会会議室)
8月1日(火)	・部下は上司で変わる!人財を活かす部下育成研修を開催。(連合会館+オンライン)
3日(木)	・住宅金融支援機構との意見交換会を開催。(東京ドームホテル)
4日(金)	・特保住宅(戸建・共同住宅)検査員研修兼制度説明会を開催。(かでの2・7)

会報 全住協 通巻125号 発行 一般社団法人全国住宅産業協会
 (令和5年9月10日発行) 編集 一般社団法人全国住宅産業協会事務局

全住協ビジネスショップのご紹介

全住協ビジネスショップは、組織委員会に設置した全住協ビジネスネットワーク(略称「ビジネスネット」)が認定した賛助会員等の取扱商品を、一般向けには行っていない特別価格・サービスにて会員企業向けに提供する仕組みです。会員の購買におけるメリットとなるとともに、会員間のさらなる交流が生まれています。今回は商品を提供している会員企業のうち2社の取扱商品をご紹介します。商品の詳細は、全住協ホームページの会員専用ページから「全住協ビジネスショップ専用サイト」にてご覧ください。

そくりょう&デザイン企業年金基金：退職給付制度DB

企業様のお役に立てる制度



老後の所得を確保する一助と人手不足解消をお手伝い。

●退職時に加入期間に応じて給付いたします。

・一時金(1年以上) ・有期年金(15年以上)

●多様な福祉事業を実施しております。

・結婚祝金・出産祝金・児童就学祝金・災害見舞金・死亡
 弔慰金・遺児育英資金

●宿泊保養施設 (宿泊料の補助金を支給しております)

・ウイスタリアンライフクラブ(熱海・箱根・宇佐美・鳥羽・
 野尻湖・車山高原)

・全国のワシントンホテル及び休暇村など

問合せ先 業務部 部長：藤澤 善和

TEL 03-3235-7231 E-mail y.fujisawa@sokuryokikin.com

地盤ネット(株)：BIMパース・ウォークスルー動画制作

高品質ウォークスルー動画を会員特別価格でご提供！



BIMで完成住宅のイメージをよりリアルに再現。

パースだけではもう足りない?!ウォークスルー動画やVRで建物の内外をプレゼンテーション。完成イメージの共有が、早期販売・成約率アップにつながります!

お申込み・お問い合わせはこちらから

<https://jibannet.co.jp/perspective/>

価格

延床面積100㎡当たり10万円(税別)～、
 要お見積もり

全住協ビジネスネットワーク特典

延床面積100㎡当たり8万円～

問合せ先 コンストラクション営業部

TEL 03-6265-1803 E-mail info@jibannet.co.jp